

神奈川県立近代美術館における公的研究費の研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第1条 神奈川県立近代美術館（以下「美術館」という。）における、公的研究費の研究活動に係る不正行為の防止、調査等に必要な体制について整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 2 公的研究費とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分する競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- 3 研究活動に係る不正行為とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ(報告)の各過程でなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが科学的かつ合理的根拠をもって明らかにされた場合および適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動における不正行為には当たらないものとする。
 - (1) 捏造 存在しないデータ、不正な研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
 - (4) 研究費の不適正な使用 実態とは異なる謝金及び賃金の請求、物品購入に係る各請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、県関係規程等に違反して研究費を使用すること。

(責任体制の明確化)

第3条 研究活動における不正行為を防止するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、美術館全体を統括し、研究活動における不正行為の防止について最終責任を負うとともに、統括管理責任者が責任を持って研究活動における不正行為の防止が行なわれるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとし、美術館館長（以下「館長」という。）をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止について館全体を統括する実務上の権限と責任を持つものとし、

美術館副館長兼管理課長（以下「副館長兼管理課長」という。）をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

- (3) コンプライアンス推進責任者は公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、美術館企画課長兼普及課長（以下「企画課長兼普及課長」という。）をもって充てる。

（公的研究費の事務処理）

第4条 公的研究費の事務処理については、「科学研究費補助金に係る近代美術館会計事務規程」（平成24年12月14日改正）の定めによるとともに、神奈川県のある諸規則、関係法令並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める補助金に関する諸規則等を遵守しなければならない。

（公的研究費の適正な運営・管理活動）

第5条 公的研究費の適正な予算執行を行うため、次に掲げる事項により公的研究費の実効性のあるチェックが機能するシステムを構築し、運営管理するものとする。

- (1) 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、物品業務等の提供の発注及び履行確認については美術館管理課（以下「管理課」という。）が行う。
- (2) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、神奈川県の規程により会計管理者が行う。
- (3) 統括管理責任者は研究者の出張計画の実行状況、短期臨時職員の勤務状況等の公的研究費管理体制を整備しなければならない。

（情報の伝達を確保する体制の確立）

第6条 前条に規定する公的研究費の運営管理を適切に行うため、統括管理責任者は公的研究費の使用に関するルール等について、美術館内外からの相談を受け付ける窓口を管理課に置く。

（不正防止計画の策定及び実施）

第7条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、必要に応じ具体的な研究活動における不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

- 2 最高管理責任者の下に、美術館全体の研究活動における不正防止計画を推

進するために不正防止計画推進班を置く。

- 3 不正防止計画推進班は館長、副館長兼管理課長、企画課長兼普及課長及び管理課、企画課、普及課より各1名を選出して構成し、班長は館長を持ってあてる。
- 4 各課は、主体的に不正防止計画を実施するとともに、不正防止計画推進班と連携及び協力するものとする。

(モニタリング及び監査のあり方)

第8条 公的研究費の適正な管理及び不正の発生を防止するため、次に掲げる事項により実効性のあるモニタリング及び監査制度を実施するものとする。

- (1) モニタリングについては、支出状況の定期的な確認等、適正管理に向けた取組みを実施する。
- (2) 内部監査は、最高管理責任者が任命した職員が行うものとする。
- (3) 内部監査員は、会計書類の形式的要件等の財務情報に関する監査を実施するほか、体制の検証も行う。
- (4) 内部監査員は、不正防止計画推進班との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

(条例等の遵守)

第9条 美術館職員は、公的研究費等での研究に当たり、神奈川県が定める条例、規程等を遵守するほか、関係法令並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める補助金に関する各種の規程を遵守し、適正な執行に努めなければならない。

(申立ての取扱い)

第10条 美術館内外からの公的研究費の不正に関する申立てを受け付ける通報窓口（以下「窓口」という。）を管理課に置く。当館の公的研究費について不正の疑いを有する者は、何人も 書面（ファックス、電子メールを含む。）、電話、面談により申立てができる。

- 2 窓口となる管理課員は、自己との利害関係を有する申立てに関与してはならない。申立者は、窓口となる管理課員を指名できるが、その際、自己との利害関係を持たない者を指名しなければならない。
- 3 故意に基づく虚偽の申立てを防止するため、申立ては原則として顕名によるもののみ受け付けることとする。
- 4 申立ては、原則として公的研究費の不正を行ったとする者の氏名、不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的かつ合理的理由が

示されていなければならない。

- 5 窓口は、前項の申立ての内容の一部又は全部に不備があるときは、当該申立ての内容について、申立者に対し調査の協力を求める事があること、調査の結果、故意に基づく虚偽の申立てであることが判明した場合は第 24 条に定める処分があり得ることを周知する。
- 6 最高管理責任者は、故意に基づく虚偽の申立てであることが判明しない限り、単に申立てしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない。
- 7 最高管理責任者は、相当な理由なしに、申立てがなされたことを理由に、被申立者の研究活動を部分的又は全面的に禁止することや、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 8 不正調査委員会の調査によって、当該申立てが故意に基づく虚偽によるものと認められたときは、最高管理責任者は当該申立者に対し、本条第 3 項に規定する措置を講ずるものとする。
- 9 窓口が申立てを受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告する。
- 10 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、申立ての内容の合理性を確認のうえ、速やかに当該内容を最高管理責任者に報告する。
- 11 最高管理責任者は、前項の報告をうけた場合、申立ての受付日から 30 日以内に、申立ての内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、関係機関に報告しなければならない。最高管理責任者は、調査が必要と判断した日から 10 日以内に不正調査委員会を設置し、事実関係の調査にあたらなければならない。
- 12 最高管理責任者は、不正調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を申立者及び被申立者に通知しなければならない。
- 13 最高管理責任者は、必要に応じて予備的に調査を行い、その結果、調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに申立者に通知し、あわせて、予備的な調査に係る資料等を一定期間保存し、その事案に係る配分機関等及び申立者の求めに応じ、開示することとする。

(匿名申立て等の取扱い)

- 第 11 条 前条に定めるもののほか、匿名による申立てがあつた場合、あるいは新聞等の報道機関やインターネット上の記載、学会等の研究者コミュニティーその他機関から不正行為の疑いが指摘（以下「申立て等」という。）された場合は、申立て等の内容に応じ、顕名による申立てに準じた取扱いをすることができる。
- 2 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているとの申立て等については、窓口はその内容を速やかに確認及び精査し、相当の

理由があると認めたときは、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告し、被申立者に対して警告を発する。

- 3 申立ての意思を明示しない相談については、窓口はその内容に応じ、申立てに準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して申立ての意思があるか否か確認しなければならない。

(申立者及び被申立者の取扱い)

第12条 最高管理責任者は、申立ての内容及び申立者の秘密を守るため、個室での面談又は電話若しくは電子メール等を担当職員以外に見聞できないよう、適切な方法を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、申立者、被申立者、申立内容及び調査内容について、調査結果の公表まで申立者、被申立者及び調査関係者以外に遺漏しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該申立てに係る内容が遺漏した場合は、申立者及び被申立者の了解を得た上で、当該申立てに係る内容について公に説明することができる。ただし、申立者又は被申立者の責めに帰すべき事由により遺漏したときは、本人の了解は不要とする。

(不正調査委員会)

第13条 不正調査委員会の委員は、館長、副館長兼管理課長、企画課長兼普及課長を持って充てる。

- 2 委員長は、前条の委員のうち館長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の美術館に属さない第三者を含む不正調査委員会を設置する。ただし、その者は美術館及び申立者、被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査)

第14条 不正調査委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度を把握するため、次の各号の手順に従い不正使用の疑いのある額について調査（以下「本調査」という。）を実施するもの。

- (1) 研究者及びその関係者、又は申立者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決議書、各種伝票、証憑の収集、分析
- (3) 支出の相手方からの事情聴取
- (4) 美術館及び公的研究費配分機関の使用ルールとの整合性の調査
- (5) 申立者及び研究者への調査結果の通知
- (6) 当該調査の対象となる研究活動に対する制限に関する意見具申

(7) その他必要と認める事項の調査

- 2 不正調査委員会は、調査の実施にあたり、被申立者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 3 不正調査委員会は、申立てが故意に基づく虚偽であることの認定を行うにあたり、申立者に対して弁明の機会を与えなければならない。

(認定)

第 15 条 不正調査委員会は、不正行為の有無、内容、関与した者及びその関与の度合い、不正行為の相当額等について認定する。

(調査中における一時的執行の停止)

第 16 条 不正調査委員会は、被申立者に対し、調査対象となっている公的研究費の使用の停止を命ずることができる。

(調査中における証拠資料等の保全)

- 第 17 条 不正調査委員会は、被申立者に対し、調査対象の研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全するよう命ずることができる。
- 2 美術館は、申立ての内容に係る研究活動が行われた他の研究機関から証拠資料等の保全について要請があった場合には、前項に準じた取扱いをすることができる。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

- 第 18 条 美術館は、調査の実施に際し、調査方法、調査対象及び方法等について関係機関及び文部科学省に報告し、又は協議しなければならない。
- 2 申立ての受付日から 210 日以内に、調査の決定または却下、調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了していない場合は、その時点の調査状況を中間報告書として提出する。
 - 3 また、上記の場合に限らず調査の過程において、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。
 - 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても進捗状況報告及び調査の状況を報告する。
 - 5 前各項の報告にあたり、併せて同内容を神奈川県教育委員会に報告する。
 - 6 美術館は、当該事案にかかる資料の提出または、閲覧、現地調査には、正当な理由がある場合を除き、応じなければならない。

7 第 22 条に定める不服申立てに係る調査の報告等についても、申立てに準じた取扱いをする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 19 条 本調査において、被申立者が申立内容を否認する場合には、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

(不正行為が明らかになった者等の措置)

第 20 条 最高管理責任者は、不正調査委員会から調査結果の報告を受けた場合は、速やかにその調査結果について、申立者及び被申立者に通知する。申立者若しくは被申立者が調査対象となっている機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、次の各号に認定された研究者に対して直ちに当該公的研究費の使用中止を命ずる。

(1) 不正行為と認定された被申立者

(2) 申立てが故意に基づく虚偽と認定された申立者

3 最高管理責任者は、不正行為と認定された者に対し、論文等の取り下げ及び当該研究に係る公的研究費の使用の中止を命じる。また、極めて悪質な不正行為の場合は、当該研究に配分された公的研究費の全額を返還させることができる。

4 最高管理責任者は、不正行為に関与した者として認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告することができる。

(調査結果の公表)

第 21 条 最高管理責任者は、不正調査委員会において不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果について、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、申立て等がなされる前に取り下げられた論文等において研究活動上の不正行為があったと認定されたときは、当該研究活動上の不正行為に係る者の氏名及び所属を公表しないことができる。

(1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属

(2) 不正行為の内容

(3) 公表時までに行った措置の内容

(4) 不正調査委員会委員の職氏名

(5) 調査の方法及び手順

(6) その他最高管理責任者が必要と認める事項

- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。
- 3 最高管理責任者は、前項の認定において、故意に基づく虚偽の申立てとの認定があったときは、申立者の氏名、所属及び故意に基づく虚偽の申立てと認定した理由を公表する。

(不服申立て)

- 第 22 条 不正行為と認定された被申立者又は故意に基づく虚偽の申立てと認定された申立者は、調査結果を通知された日から 90 日以内に、窓口を通じ、統括管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。
- 2 被申立者の不服申立てによる再調査の結果、故意に基づく虚偽の申立てをしたものと認定された者も、前項に定める不服申立てを行うことができる。
 - 3 不服申立ての趣旨が不正調査委員会の構成等、その公平性に係るものであるときは、委員の氏名等を通知された日から 30 日以内にその理由を付して最高管理責任者に対して不服申立てを行うものとする。
 - 4 最高管理責任者は、前項の不服申立てに合理的な理由があると認められる場合は、不服申立ての対象となった不正調査委員会委員に代えて、他の者を委員とすることができる。
 - 5 最高管理責任者は、前項の規定により委員の交代を決定した場合は、申立者及び被申立者に通知する。
 - 6 統括管理責任者は、不服申立てがあった場合は、不正調査委員会において、当該不服申立ての審査を行う。
 - 7 不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要な場合には、最高管理責任者は、委員の交代若しくは追加、又は不正調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
 - 8 統括管理責任者は、不正行為の認定に係る被申立者からの不服申立てがあった場合、申立者及び被申立者が所属する機関に通知する。
 - 9 統括管理責任者は、故意に基づく虚偽の申立ての認定に係る申立者からの不服申立てがあった場合、被申立者及び申立者が所属する機関に通知する。
 - 10 不正調査委員会は、不服申立ての受付日から 30 日以内に、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、不服申立てに係る当該の申立ての再調査を行うか否かを速やかに決定する。
 - 11 再調査を開始した場合は、当該不服申立者から先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、不服申立てに係る当該の申立ての速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。ただし、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

- 12 不正行為の認定に係る被申立者からの不服申立てについて、不正調査委員会が再調査を開始した場合は、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被申立者、被申立者が所属する機関及び申立者に通知する。
- 13 故意に基づく虚偽の申立ての認定に係る申立者からの不服申立てについて、不正調査委員会が再調査を開始した場合は、先の調査結果を覆すか否かを決定し、結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を申立者、申立者が所属する機関及び被申立者に通知する。

(不正行為が認められなかった場合の措置)

第 23 条 最高管理責任者は、不正行為が認定されなかった者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるとともに、公的研究費の支出の停止を解除するものとする。

(処分)

第 24 条 不正行為が認定された者及び故意に基づく虚偽の申立てが認定された者に対する処分は、不正行為の内容に応じて神奈川県教育委員会が行う。

(関係機関への報告)

第 25 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を認定したとき、その他必要の都度、関係機関及び文部科学省に対し、当該不正行為の内容、調査結果、是正措置、処分内容等について報告するものとする。

(雑則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 22 日より施行する。